

令和 8 年 9 月 3 0 日
国立健康危機管理研究機構

職員の懲戒処分について

国立健康危機管理研究機構において、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、国立健康危機管理研究機構職員就業規則第 1 2 3 条第 3 号及び第 7 号の規定に基づく懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

記

事 項	内 容
処分量定等	職名：国立看護大学校講師（5 0 歳代） 量定：懲戒解雇
事案の概要	行為者は、勤怠管理の手続きに関する指示に従わず、正当な理由なく欠勤を繰り返し行った。 なお、行為者は過去に本事案と同様の行為で停職処分を受けたにも関わらず、同様の非違行為を継続し、改善が認められなかったものである。
処分年月日	令和 8 年 9 月 3 0 日

連絡先
国立健康危機管理研究機構
担当: 人事課長 嶋原
人事管理専門職 杉山
電話: (代表) 03-3202-7181